

# 青森県内 5企業を「くるみん認定」 ～子育てサポート企業～

青森労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ（三沢市）、学校法人聖公会栄光学園（青森市）、社会福祉法人寿栄会（八戸市）、社会福祉法人つくし会（西津軽郡鰺ヶ沢町）、株式会社ジャバス（上北郡おいらせ町）を「くるみん認定」し、令和2年7月22日に開催した認定通知書交付式において、4企業に対し認定通知書を交付しました。

これにより、青森県内のくるみん認定企業は31企業となりました。



くるみん認定マーク（☆4個）

## 4回目のくるみん認定！（福）寿栄会

### 【主な取組】

- ・運営会議や職員通信「じゅらちゃん」を活用し、子育て支援に関する制度を周知。また、「働き方改革」など年次有給休暇の取得促進についても情報提供。
- ・「子ども参観日」の実施。

\* その他、労働者が働きやすい環境を整備するために様々な取組を実施。



前列：左から（株）ジャバス・（学）聖公会栄光学園・（福）寿栄会・（福）つくし会

## 初めての認定取得！

\*（学）聖公会栄光学園  
\*（福）つくし会 \*（株）ジャバス

### 【主な取組】

- ・計画有給休暇制度の導入。
- ・職員会議や社内LAN掲示板において、育児休業等の諸制度の周知。

\* その他、各企業様の状況に応じて、様々な子育て支援を実施し、子育て支援の制度を利用しやすい環境を整備。



くるみん認定マーク（☆1個）

## \*次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務等を明らかにした法律であり、この法律により、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ることが義務付けられています。

## \*くるみん認定とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、一般事業主行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした事業主が、都道府県労働局へ申請することにより厚生労働大臣の認定を受けられる制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

## \*フラク十くるみん認定とは

くるみん認定企業について、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした事業主が、都道府県労働局へ申請することにより厚生労働大臣の認定を受けられる制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

## \*認定を取得すると

認定マークを商品や広告、名刺、求人票等に付すことで、労働者の子育てを支援している事業主であることをPRすることができ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保・定着を期待できます。また、各府省等の公共調達における優遇措置を受けられるなどのメリットがあります。